

## 建築士懲戒処分公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定による処分をしたので、同法第10条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月28日

関東地方整備局長 橋本 雅道

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和8年1月21日	武長 龍二 一級建築士 第130138号	戒告	建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める講習(以下「一級建築士定期講習」という。)を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和2年4月1日から令和6年10月31日までの間、一級建築士定期講習を受けていないため、令和7年2月5日付けで文書注意を受けたにもかかわらず、令和7年10月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受けていない。